＜原発避難者住宅裁判を準備し、権利を求める集会＞次第

日時：３月３０日（木）午後２時～４時　１時３０分～開場

場所：参議院会館　Ｂ１０３会議室

内容：　司会

経過報告

避難当時者の訴え

弁護士からの報告

大口昭彦弁護士

酒田芳人弁護士

井戸謙一弁護士（アピール）

連帯あいさつ

閉会あいさつ・声明

★終了後、避難当事者の方々と簡単な顔合わせ予定

原発避難者住宅裁判を準備する会　（連絡先）０７０－４３８８－２６０８

■お困りのことがあれば、お気軽に連絡して下さい

報告　住宅裁判準備の経過と今後の方向
２０１７．３．３０　準備会世話人会

（１）当初の３月中提訴は延期

・１月６日の準備会結成集会の際には、「一時使用許可申請書」提出、不許可になれば取り消しと申請の義務付けを求めて提訴といった基本的流れを確認していた。そのことで、住宅打ち切りが重大な人権侵害であることを社会に訴え、同時に４月以降今の住居に堂々と権利を主張して居住できるよう励みにしたいとの思いがあった。

・他方、”一人も路頭に迷わせない”を目標に提訴の準備と並行して、このままだと継続入居の契約も困難な方、家賃が払えなくて引越しもできない方々に対し、避難の協同センターやキビタキの会、江東の会など支援者の力を借りて、相談会や個別交渉を重ねてきた。その結果、国家公務員宿舎の継続入居（有償、２年間）、都営住宅の柔軟な対応など、不十分だが当面の落ち着く場所は確保された。

・さらに、ぎりぎりまで避難者の行き先が定まらない中で折衝をすすめ、「一時使用許可申請書」の提出が当初予定よりずれ込んだが、３月１５日に第１次の４世帯で提出した。本日現在のところ、返答はない。

（２）提訴を構えて要求実現をはかる方向の再確認

・私たちと関わりがある方は多くの方が不本意ながら（有償入居）継続入居を選択した。しかし、少数ながら、今現在でも長期安定的な居住を確保していない世帯があり、何よりも私たちが見知らぬ多くの方々が不安なまま４月を越されようとしている。行政当局は今後、その方たちに「ダダをこねて引越しせずに居座っている」「家賃を払って住み始めてる方がいるのにわがままだ」といった、心無い攻撃をしてくることが想定される。なぜ避難者が生まれたのか、まだ帰れないのか、再度原点に立ち返って被害者として加害者に対し、明確に責任を問うていくことの必要性を確認した。

・したがって、＜負ける裁判かも知れないから提訴の時期は慎重に、粘って居住するためには裁判が邪魔かどうか＞といった次元での話からではなく、不服審査申し立てなり、裁判なり、訴える意義を議論してきた。区域外避難者の切り捨てが今後の原発避難者（避難指示解除の避難者）切り捨ての見せしめになるものであり、ここで住宅提供打ち切りを曖昧にせず居住権・避難の権利を確立させていくことで、原発災害に対応した立法化にもつながる社会的歴史的な意味ある行動であることを確認した。

・継続入居の契約なく４月１日を越える者に「不法占拠」を盾に追い出しが図られることを想定すると、行政手続きを踏んでその動きから避難者を守る必要性がある。３月中の提訴は延期したが、３月中に集会を開いて、住み続ける者へ、私たちは何も悪いことをしたわけではない。被害者である避難者を実質的に追い出す行為こそ理不尽で人権侵害だ。裁判への道筋を示し、堂々と権利を主張（居住権・生存権・避難の権利）して住み続けられるよう励まそう、と本日の集会を持った。

（３）今後の方向

・一時使用許可申請提出―不許可に対し再度不服審査申し立てに持ち込んで判断を問う。そこで却下の判断が出れば、取り消しを求めて提訴する。

・行政による４月以降の退去催促・立ち退き裁判しかけをちらつかせた嫌がらせに対しては、連絡体制を密に弁護士含めて団体的に対抗する。（個人で対応しない）
・行政は、３月立ち退きの通告を繰り返すばかりで、事情があるものへの行政手続の道を説明してこなかったため、３月までに「一時使用許可申請」を提出できなかった方もいる。このため、２次、３次の申請も準備する。
・準備会は他団体とも連携して、提訴の構えを明確に打ち出した対都・対福島県交渉を行う。裁判はあくまで最終手段であり、交渉は継続して行う。
・弁護団結成は不服審査申し立ての時期に合わせて行う。

（４）みなさんへのお願い
・準備会会員への参加
・世話人会への協力
＜今後の行動＞
・４月中旬　　相談会～４月以降の心ない動きのチェック、対策。生活上話したいことなど。お気軽に。
・４月下旬　準備会主催の親睦交流会開催～避難者の皆さんを励ましましょう！
・５月連休明け　相談会
・５月中　対行政交渉
・６月　　街宣行動

準備する会　　電話　　０７０－４３８８－２６０８

「原発避難者住宅裁判を準備し、権利を求める集会」報告レジュメ

2017/03/30　弁護士　酒田芳人

1　はじめに

2　現状の法的整理

（1）　現在の住宅に住んでいること　災害救助法、国有財産法

（2）　一時使用許可申請書を提出すること　地方自治法　238条

（3）　不許可処分が行われた場合のこと　行政手続法

（4）　不許可処分に対して異議申立をすること　行政不服審査法

（5）　不許可処分に対して訴訟を起こすこと　行政事件訴訟法

（6）　東京都等が明渡訴訟を起こすこと　民法

（7）　住み続ける権利を主張すること　憲法、子ども被災者支援法、「避難する権利」

3　これからやるべきこと

（1）　行政に対して一時使用許可申請書を提出すること

→行政に対して自らの法的地位を明確にするため

（2）　弁護士に対して委任状を提出すること

→行政からの有形無形の圧力に対し、法的立場から集団的に交渉を行うため

（3）　行政の圧力に対して集団で対応すること

→行政は個別訪問等によりプレッシャーを与えることで、現在の住居からの退去を余儀なくしようとすることが考えられるので、同じ状況に置かれた人々が力を合わせて抵抗する必要があるため

（4）　幅広く世論に訴えて政治を動かすこと

→行政手続や訴訟手続だけでは最終的な問題の解決は困難であり、抜本的な救済が図られるためには政治的決着が必要．そのためには世論の後押しが不可欠

以上

２０１７年3月３０日

メッセージ

弁護士　　井　戸　謙　一

「原発避難者住宅裁判を準備し、権利を求める集会」にご参加のみなさん、

いよいよ、住宅支援打切りの日が迫ってきました。国及び福島県によって支援打切りの方針が公表されて以来、避難者の人たちが必死になって支援の継続を訴え、日弁連や多くの地方自治体から打切りに反対する声明が表明されました。その結果、いくつかの避難先自治体では支援継続のための独自施策を策定しましたが、国と福島県は方針を見直すことなく、今日に至っています。さる３月１１日の東日本大震災の追悼式で安倍首相が「原発事故」の言葉を使わなかったことに象徴されるように、政府は、原発再稼働・輸出に邁進する方針の下、原発事故被害者を切り捨て、その存在を闇に葬ろうとしています。

さる３月１７日、前橋地裁は、福島原発事故を起こしたことについては、東京電力のみならず国にも規制権限不行使の違法があり、被害者が受けた損害を賠償する責任があるとの判決を言い渡しました。国は、原発事故被災者に対し、「支援」する立場ではなく、損害を「賠償」する立場にあるのです。国は、災害救助法は、長期にわたる「応急仮設住宅の供与」は予定していないと言います。「住宅支援」が文字どおり「支援」であれば、法律が予定している以上の措置は必要がないと言えるかもしれません。しかし、これが「賠償」なのであれば、国には、新たな法律を作ってでも「住宅支援」を継続する責任があるはずです。

国や行政の理不尽な政策によって権利を侵害された者は、司法によって救済を求めることができます。これは、単に経済的な補てんを求めることだけでなく、虐げられた個人の尊厳を取り戻すことをも目的とするものです。

４月１日以降の住居が決まらず、あるいは家賃を支払う見込みが立たず、途方に暮れている人たちがたくさんおられると思います。本日集まられた皆さんが社会に対して声を上げられたことは、孤立して苦しんでいる多くの被災者の方々に勇気を与えるものだと思います。決して楽観できる闘いではありませんが、「生存権」を保証し、「個人の尊重」を宣言した日本国憲法に依拠し、歩んでいきましょう。

以上